

●医療 DX 推進体制に関する説明

2024年診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、オンライン資格確認をはじめとする医療 DX 推進を通して、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供します。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

●実施する内容

医療 DX 推進体制についての対応は以下の通りです。

- 1 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っています。
- 2 健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、電子資格確認を行う体制を整えています。
- 3 取得した資格情報を基に、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。
- 4 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示しています。

●個人情報の取り扱いについて

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報を適正に管理します。また、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用しません。

●資格情報の提供について

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。